

訪問介護サービス利用契約書 (自費)

_____ (以下「利用者」という) とグッドライフケア訪問介護大阪北 (法人名 株式会社グッドライフケア東京、以下「事業者」という) は、事業者が利用者に対して行う自費による訪問介護の保険適用外サービス (以下「自費サービス」という) について、次のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結します。

第1条 (目的)

事業者は、利用者に対し自費サービスを提供し、利用者またはその家族は、事業者に対し、そのサービスの対価を支払うものとします。

2 利用者及び事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

第2条 (契約期間)

本契約の期間は、_____を開始日とする1年間とします。

2 期間満了の1か月前までに、事業者または利用者から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の日の翌日から同一条件にて1年間自動的に更新するものとし、以降においても同様とします。

第3条 (自費サービス提供における基本方針)

事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

2 事業者は、提供する自費サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、適切な介護技術をもって本サービスの提供を行います。

3 事業者は、懇切丁寧に自費サービスを提供し、利用者及び利用者の家族に対し、本サービスの提供方法について解りやすく説明します。

第4条 (自費サービスの内容)

事業者は、自費サービスの内容として、介護員を利用者の居宅等に派遣し、次のサービスを行います。

①身体介護

- 公共の乗り物を利用した通院介助
- 病院、施設内での介助、見守り等
- 外出介助
- 家庭内での見守、介助

②生活援助

- 家事全般

2 自費サービスの具体的な内容は、別紙自費サービス料金表に記載します。

第5条 (自費サービスの内容の変更)

利用者は、事前の申し出により、自費サービスの内容の変更を求めることができます。

2 事業者は、前項に基づく利用者からの自費サービス利用の変更の申し出があった場合、可能な限りその変更を受け入れるように努めます。

3 事業者は、利用者からの申し出に応じ自費サービスの内容を変更する場合、新たに自費サービス料金表を作成し、利用者または代理人に対し説明のうえ、同意を得ることとします。

第6条（訪問介護員）

事業者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者の中から介護員を選任し、自費サービスに従事させます。

- 2 事業者は、介護員が行う自費サービス提供ごとに利用者の確認を受けることとします。
- 3 利用者は、事業者に対していつでも介護員の変更を申し出ることができます。この場合、事業者はできるだけ利用者の意向を尊重するようにします。
- 4 事業者が、介護員が適合しないと判断した場合には、事業者は介護員を変更することができます。

第7条（協力義務）

利用者は、事業者が利用者のため自費サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力するものとします。

第8条（緊急時の対応）

事業者は自費サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます

第9条（身分証携行義務）

事業者の担当介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します

第10条（秘密保持）

事業者及び事業者が使用する者（以下「従業者」という）は、自費サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。また、事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 本条1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第11条（サービス利用料）

利用者は、自費サービスの対価として事業者に対し、別紙自費サービス料金表に定めるサービス利用料金及びその他の費用（以下「利用料等」という）を事業者に対し支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料等合計額が記載された請求書を、翌月20日頃までに利用者へ送付するものとします。
- 3 利用者は、当月の利用料等合計額を請求書到達後毎月末日までに、原則、銀行口座引落の方法で支払うものとします。
また、ご利用者のご都合で銀行振込の方法を選択した場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。
- 4 利用者は、自費サービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（通院、買い物などの際、交通機関を使用した場合）を負担します。また、介護員が事業所に緊急連絡する場合など電話等の使用を承諾するものとします。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行するものとします。
- 6 利用料等の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。

第12条（利用の中止）

利用者は、利用期日前に、自費サービスの利用を中止することができます。この場合、サービス実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出るものとします。

- 2 事業者は、利用者が正当な理由なく前項の期限を過ぎて利用の中止を申し出た場合は、別紙「自費サービス票」所定の取消料（キャンセル料）を請求させていただく場合があります。

第13条 (サービス利用料の変更)

サービス利用料金について、事業者は利用者に対して変更を行う日の1か月前までに文書で通知することにより、変更することができます。

2 利用者がサービス利用料金の変更について、意思表示をすることなく、変更期日を経過した場合は、利用者がサービス利用料金の変更に同意したものとみなします。

3 利用者は、第1項の変更不同意の場合、本契約を解除することができます。

第14条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

- 1 次のいずれかの理由により利用者に本サービスを提供できなくなった場合
 - i 利用者が死亡したとき
 - ii 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
 - iii 主治医により訪問介護が必要ないまたは適さないと判断されたとき
- 2 第2条第2項の規定による更新拒絶(契約終了)の申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合
- 3 利用者が第15条により本契約を解除したとき、または事業者が第16条により本契約を解除したとき

第15条 (利用者の解約・解除権)

利用者は、事業者に対し、契約終了希望日の7営業日前までに口頭または書面にて予告の通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合
- ② 事業者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい背信行為を行うなど本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合
- ④ 事業者が行政処分を受け本サービスの提供が行えない、あるいは破産した場合

第16条 (事業者の解除権)

事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行を催告のうえ7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または利用者の家族が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者またはその家族が自費サービスの提供を阻害するような行為をなし、事業者による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 利用者が、事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- ⑥ 事業者が人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合は事業者は1か月以上の猶予期間を設けます。

第17条 (損害賠償)

事業者は、自費サービスの提供にあたって、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業者は不測の事態に備え、損害賠償保険に加入します。

2 前項の場合において、当該事故発生につき利用者または利用者の家族に故意または重過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。

3 利用者または利用者の家族に故意または重過失により、事業者またはその従業員の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、事業者は損害賠償を請求する場合があります。

第18条 (相談・苦情対応)

利用者または利用者の家族は、自費サービスに苦情・相談がある場合は、いつでも次のご利用者相談室に苦情を申し立てる事ができます。

名 称：グッドライフケア訪問介護大阪北 相談窓口

電話番号：06-6948-6520

2 事業者は、利用者へ提供した自費サービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第19条 (家族代表者等)

本契約における家族代表者及び代理人（以下「家族代表者等」という。）は、利用者の代わりに利用者の署名を行う者または利用者から選任されて本契約を締結する者をいいます。

2 家族代表者等は、利用者が自ら文字が書けない場合は、利用者の契約意思を確認し、利用者の代わりに署名を行います。

3 家族代表者等は、本契約における利用者の債務を保証し、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

第20条 (協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに従い、利用者と事業者双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第21条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約が成立したことを証するために、本契約書（電子版を含む）を作成し、署名を行います。
なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表者	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との 関係	

事 業 者	所 在 地	〒104-0033 東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号
	法 人 名	株式会社 グッドライフケア東京
	代 表 者 名	代表取締役 珍田 純子

事 業 所	〒530-0038 大阪市北区紅梅町 1 番 6 号 カザリーノビル 6 階 グッドライフケア訪問介護大阪北 (事業所番号：2774102830)
-------	---

別紙 【料金表】

＜指定訪問介護＞

自費サービス料金表

サービス内容		金額	
身体介護	昼間	30分	4,000 円
		1時間	6,300 円
		1時間以上30分を増すごとに3,150円を加算	
	早朝・夜間	30分	5,000 円
		1時間	7,875 円
		1時間以上30分を増すごとに3,938円を加算	
	深夜	30分	6,000 円
		1時間	9,450 円
		1時間以上30分を増すごとに4,725円を加算	
生活援助	昼間	30分	2,900 円
		1時間	4,000 円
		1時間以上30分を増すごとに2,000円を加算	
	早朝・夜間	30分	3,625 円
		1時間	5,000 円
		1時間以上30分を増すごとに2,500円を加算	
	深夜	30分	4,350 円
		1時間	6,000 円
		1時間以上30分を増すごとに3,000円を加算	
通院介助	1時間あたり	3,900 円	
	1時間以上30分を増すごとに1,950円を加算		

早朝（午前6時～午前8時）

昼間（午前8時～午後6時）

夜間（午後6時～午後10時）

深夜（午後10時～午前6時）

■介護員が行なうことのできないこと

・医療行為

■介護員と金銭の扱いについて

・通帳や印鑑をお預かりすることはありません。

・日常生活品等の購入等立替払いの発生が予見される場合は、事前に家族または介護支援専門員の了解を得てから実施します。

■取り消し料（キャンセル料）

・利用者の都合でサービスを中止する場合は、取り消し料がかかる場合があります。

・前日17時までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。

・前日17時までにご連絡のない場合、1提供当たりの料金の100%を請求いたします。